

件名:【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その65:「グリーン」・「イエロー」国/管轄地域からの渡航者の検査・検疫プロトコルの変更)(10月7日発表)

#### 【ポイント】

●10月7日、フィリピン政府は、「グリーン」・「イエロー」国/管轄地域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫プロトコルを変更することを発表しました。なお、日本は、この「イエロー」国/管轄地域に該当します。

#### 【本文】

1 10月7日、フィリピン政府は、「グリーン」・「イエロー」国/管轄地域からフィリピンに入国する渡航者の検査・検疫プロトコルを以下のとおり変更することを発表しました。

##### (1)「グリーン」・「イエロー」国/管轄地域からフィリピンに入国する渡航者の検査検疫プロトコル

ア 完全にワクチン接種した渡航者は、到着日から5日目に行われるPCR検査の陰性結果を受けるまで施設における隔離を行う必要がある。その後、到着日を初日として、10日目まで自宅での隔離を行う必要がある。なお、外国人は、少なくとも6日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

イ ワクチン接種を受けていない、部分的にワクチン接種を受けている、またはフィリピン当局が独自にワクチン接種状況についてその有効性、信憑性が検証・確認できない渡航者は、到着日から7日目に行われるPCR検査陰性結果を受けるまで施設での隔離を行う必要がある。その後、到着日を初日として、14日目まで自宅での隔離を行う必要がある。なお、外国人は、少なくとも8日間、宿泊施設を事前に予約する必要がある。

##### (2)ワクチン接種状況の検証・確認のための証明書

ア 海外フィリピン人労働者(OFWs)とその配偶者、親、および一緒に渡航する子供:出発地国所在のフィリピン海外労働局からの証明書。

イ フィリピン国内で完全にワクチン接種を受けたフィリピン人及び外国人:VaxCertPH デジタル・ワクチン接種証明書、またはフィリピン検疫局(BOQ)発行の予防接種または予防薬の国際証明書(ICV)。

ウ フィリピン国外で完全にワクチン接種を受けた非 OFWs および外国人:相互協定によるVaxCertPH またはBOQ発行のICVを受け入れた外国政府のデジタル証明書。

##### (3)濃厚接触者及びその疑いのある者に対するプロトコル(完全にワクチン接種をした者)

ア COVID-19の感染可能性が高く、確認された症例者の濃厚接触者である、ワクチン接種

完了者は、7日間の隔離を受ける可能性がある。ただし、最後に接触を確認した直後の日から起算して7日間の無症状であること。

イ 無症状の者に対してPCR検査を実施する必要がある場合は、最後に接触を確認した日から5日目以降に検査をすることができる。

ウ PCR検査で陽性となった場合、または症状を確認した場合は、所定の検査及び隔離プロトコルに従うものとする。

(4)濃厚接触者及びその疑いのある者に対するプロトコル(ワクチン接種未接種、部分接種者)

COVID-19の可能性が高く、確認された症例者の濃厚接触者である、ワクチン未接種者、または部分的にワクチン接種を受けた者は、14日間の隔離を行うものとする。

(5)完全にワクチン接種を受けたと判断される基準

ア ワクチンを2回接種する種類の場合、2回目を摂取してから2週間以上経過した者

イ ワクチンを1回接種する種類の場合、摂取してから2週間以上経過した者

ウ 個人に投与されるワクチンは以下のいずれかを使用するものとする。

(i)フィリピン食品医薬品局によって発行された緊急使用許可、もしくは特別許可が出ているワクチン。

(ii)世界保健機関(WHO)の緊急使用リストにあるワクチン。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

#### 【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)決議第142号(「グリーン」・「イエロー」国／管轄地域からの渡航者の検査・検疫プロトコルの変更、及び「マニラ首都圏(NCR)におけるCOVID-19対応のための警戒レベル・システムのパイロット実施に関するガイドライン」の変更)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211007-IATF-RESOLUTION-142-RRD.pdf>

●フィリピン保健省(VaxCertPH)

<https://vaxcert.doh.gov.ph/>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ)

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所:7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ:[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所:2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話:(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン)(市外局番 02) 8551-5786

FAX:(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ:[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所:4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話:(市外局番 082) 221-3100

FAX:(市外局番 082) 221-2176

ホームページ:[https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)